

令和6年度

子育て支援ガイドブック



子どもの笑顔があふれるまち

川俣町

目次

第1章 川俣町の耳より子育て支援情報

1. 川俣町こども家庭センター・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
2. かわまた元気っ子アプリ<母子モ>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

第2章 妊娠したら

1. 妊娠したとき・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

第3章 赤ちゃんが生まれたら

1. 子どもが生まれたとき・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
2. 出産・育児への経済的援助・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
3. 子どもの健やかな成長のために・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
4. 急な子どもの病気やケガ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10

第4章 幼稚園 認定こども園

1. 子ども・子育て支援新制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
2. 施設等利用給付認定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
3. 認定こども園について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
4. 幼稚園に入りたいとき・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13

第5章 小学校 中学校

1. 小学校・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
2. 中学校・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
3. 山木屋小中学校「通学区特認校制度」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
4. 経済的な支援について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
5. 放課後の預かりについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17

第6章 ひとり親家庭になったとき

1. 経済的な支援について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19
2. 生活上の支援について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22

第7章 障がいのある子どものために

1. 経済的な支援について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22
2. 生活上の支援について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24

第8章 その他の支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25

年齢別子育て支援一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・31

第1章 川俣町の耳より子育て支援情報

1. 川俣町こども家庭センター

問い合わせ 川俣町こども家庭センター

(保健福祉課健康増進係・子育て支援課子育て支援係)

☎566-2111 内線2202・2302

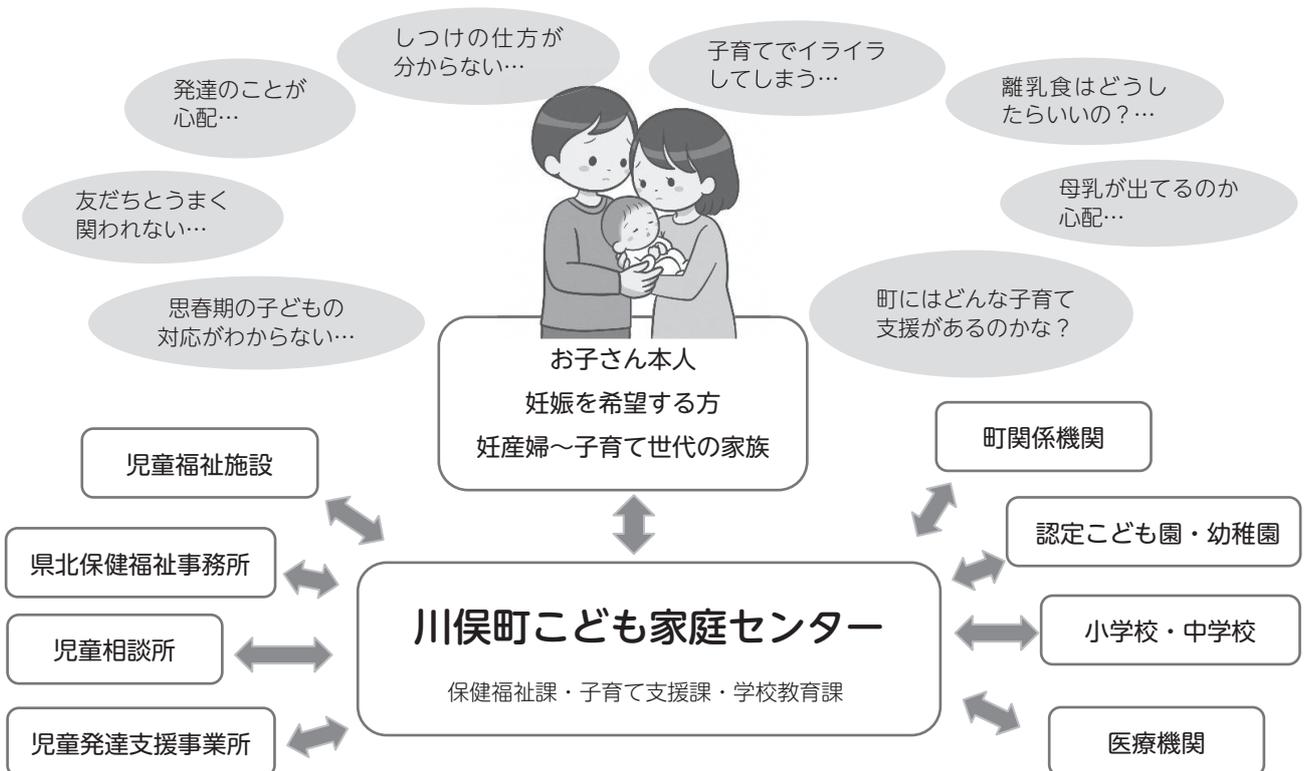
「川俣町こども家庭センター」は、子育て世代が抱えるさまざまな不安や悩み、困りごとなどの相談に応じ、関係機関等と連絡・調整し安心して子育てができるよう支援します。

妊産婦、子育て世代、子どもを対象に、さまざまな不安や悩み、困りごと、どんなことでもご相談ください。

相談スペースで周りを気にせず、ゆったりとした雰囲気の中でご相談できます。(お子様のプレイスペースもあります)

関係機関と連絡調整し、安心して子育てができるようサポートしていきますので、不安や悩みの解決に向けて一緒に考えていきましょう。

お子さん本人・妊娠・出産・子育て中のみなさん、こんな悩みはありませんか？



開設時間は

午前8時30分～午後5時15分
(土・日・祝日・年末年始は休み)



2. かわまた元気っ子アプリ<母子モ>



問い合わせ 川俣町こども家庭センター

(保健福祉課健康増進係・子育て支援課子育て支援係)

☎566-2111 内線2202・2302

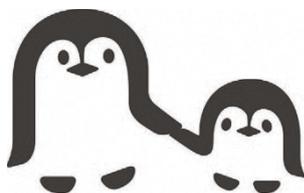
「かわまた元気っ子アプリ」は、川俣町が提供する、妊娠期から子育て期まで、安心して使うことができる子育て支援アプリです。

川俣町の健診の日程や認定こども園・幼稚園の申し込みのお知らせなど、お子さんの年齢に合わせた必要な情報を受け取ることができます。

お腹の赤ちゃんの成長や、
一生に一度のイベントの記録ができます。



- ①できたよ記念日など、写真とコメント付きで記録し、日々の出来事を記録として残せます。
- ②お子さんの成長記録や思い出を、他の家族と共有することができます。



予防接種のスケジュール管理や、
お子さんの健診の日程など、
お知らせがプッシュ通知で届きます。

- ①誕生日と接種状況に応じて、予防接種の最適なスケジュールをお知らせします。
- ②受け忘れや健診忘れ防止のため、予定日になるとプッシュ通知でお知らせします。

他にもいろいろな便利機能があります！



他にも町が行っている子育て支援のイベントや母子保健の事業日など、かわまた元気っ子アプリ内で確認することができますので、ぜひご登録ください！
利用料は無料です。(別途通信料はかかります。)

アプリストアにて「母子モ」で検索するか、または下記 QR コードからご覧いただけます。

登録の際はお子さんの生年月日を忘れずにご登録ください！



第2章 妊娠したら

1. 妊娠したとき

問い合わせ 保健福祉課健康増進係 ☎566-2111 内線2202

母子健康手帳の交付

妊娠に気付いたら、できるだけ早く産科医療機関を受診して、妊娠届出をし「母子健康手帳」の交付を受けましょう。

「母子健康手帳」は、妊娠中の経過からお子さんの健康・発達の記録となる大切なものです。また、妊婦健康診査、出生届、乳幼児健康診査、お子さんの予防接種の際に必要なとなります。

◇交付手続き◇

交付場所	川俣町役場 保健福祉課健康増進係
持参するもの	・妊娠届出書 ※届出用紙は窓口で記入していただきます。 ・個人番号カード (無い場合は、通知カードと本人確認の証明書)

マイナポータルのピットリサービスからのオンライン申請も受け付けています。

妊産婦タクシー利用助成事業

妊婦健診、出産時、産後健診、緊急時等で、医療機関に通院または帰宅するときにタクシーを利用した場合に乗車料金を助成します。

- 対象者 助成申請時、および利用時に川俣町に住所を有する妊産婦で、母子手帳の交付を受けた方
- 助成方法 役場へ妊産婦タクシー利用助成券交付申請書を提出し、タクシー利用券をお受け取りください。
- 利用回数 片道を1回分とし、計12回分利用できます。
- 利用助成区間 原則、自宅から医療機関または医療機関から自宅までの金額を助成します。
(そのほか、詳細は係までお問合せください。)
- 有効期限 タクシー利用助成券が交付された日より出産した児が生後4か月末まで

妊婦訪問

妊娠32週以降の全妊婦さんの家庭を訪問し、妊娠中の生活や出産に向けて、心配なことなどについてお聞きしています。また、出産や育児を応援する気持ちを込めまして、育児用品をプレゼントしています。

妊婦健康診査

妊娠中は、おなかの赤ちゃんの発育が進むにつれて、母体に様々な変化が起こってくるため、普段より健康に気をつける必要があります。妊婦健康診査は、妊婦さんの健康状態やおなかの赤ちゃんの成長を確認し、妊娠期間中を心身ともに健康に過ごし、無事出産を迎えていただくためのものです。川俣町では、妊娠期間中15回までの妊婦健康診査の費用を助成します。

妊娠届出の際に母子健康手帳と一緒に「妊婦健康診査受診票」を交付します。

◇使用方法◇

受診場所	福島県内医療機関の産科
持参するもの	医療機関には次のものを持参してください。 ・母子健康手帳 ・妊婦健康診査受診票 ※県外の医療機関を受診される場合は、健診費用を支払った後、保健福祉課健康増進係で助成手続きを行ってください。

新生児聴覚検査

生まれて間もない赤ちゃんの耳の聞こえの状態を確認する検査です。お子さんが生まれた産科医療機関等で受けた検査費用を最大3回まで助成します。

産後2週間健康診査・産後1か月健康診査

妊婦健康診査に加えて、産後2週間健康診査及び産後1か月健康診査（産婦のみ、1人につき各1回分）の費用を助成しています。

第3章 赤ちゃんが生まれたら



1. 子どもが生まれたとき

出生届の提出

問い合わせ 町民税務課町民係 ☎566-2111 内線1305

お子さんが生まれたとき、身分関係を記録するために戸籍の届出が必要となります。生まれた日から14日以内に町民税務課に届出してください。届出書は、医療機関や役場で受け取れます。

◇申請手続き◇

届出場所	川俣町役場 町民税務課町民係
持参するもの	・出生届書（医師等の出生証明があるもの） ・母子健康手帳

産後ケア事業

問い合わせ 保健福祉課健康増進係 ☎566-2111 内線2202

出産後のお母さんの疲労回復や母乳育児支援、育児不安の解消等を目的として実施しています。助産師による専門的な支援を受けられます。

- 対象者 産後1年以内の産婦の方
- 利用日数 日帰り、宿泊 最大3日まで
- 利用料金 日帰り1,695円（双子2,067円）、宿泊6,783円（双子7,471円）
- 利用場所 福島県助産師会が運営する助産所等
- 申込み 利用申請書を担当窓口へ提出してください。

2. 出産・育児への経済的援助

出産育児一時金

出産される方に対し、加入する健康保険から1児ごとに50万円（産科医療保障制度の対象外となる出産の場合は48.8万円）が支給されます。

流産や死産の場合も妊娠12週（妊娠85日）以後であれば支給の対象となります。

【出産育児一時金直接支払制度】

医療機関が出産育児一時金の支給申請と受け取りを出産される方に代わって行う制度です。

【出産育児一時金受取代理制度】

出産される方が、その受け取りを医療機関に委任する制度です。

問い合わせ

- ・川俣町国民健康保険加入の方：保健福祉課国保年金係 ☎566-2111（内線1405）
- ・上記以外の健康保険加入の方：勤務先または、加入している健康保険

出産・子育て応援交付金

問い合わせ 保健福祉課健康増進係 ☎566-2111 内線2202

全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てできるよう、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近なところで相談に応じる伴走型相談支援（面談やアンケート）と出産・子育て応援交付金の支給を一体的に実施いたします。

- ・妊娠届出時（相談支援のうえ）……………出産応援給付金（現金5万円）
- ・出生後（相談支援のうえ）……………子育て応援給付金（現金5万円）

出産祝金

問い合わせ 子育て支援課子育て支援係 ☎566-2111 内線2302

赤ちゃんの出生を祝い、健やかな成長を願って保護者に支給されるものです。

第一子10万円、第二子20万円、第三子以降30万円の祝い金を支給いたします。

お子さんが誕生してから、6か月以内に子育て支援課に申請書を提出してください。

- ※ 保護者が川俣町に転入してから1年に満たない場合は、1年経過後すみやかに申請書を提出してください。

ただし、申請日現在において町税等に滞納がある場合は、支給されません。

児童手当

問い合わせ 子育て支援課子育て支援係 ☎566-2111 内線2302

児童手当は、子どもと暮らし、養い、守り育てている方の生活を安定させ、生活の質が高まるよう支援することを目的として支給されるものです。支給対象の児童を養育している方が請求することができます。

なお、令和6年10月分（12月支給分）以降、所得制限の撤廃や高校生年代までの支給期間の延長などの拡充があります。

（令和6年9月分（10月支給分）まで）

- 所得要件……………所得制限があり、父又は母の所得が高い方での判定となります。
所得上限限度額以上の場合、手当は支給されません。
- 支給月額…………… 3歳未満：15,000円
3歳以上小学校修了前の第1・2子：10,000円
// 第3子以降：15,000円
中学生：10,000円
所得制限世帯：5,000円
- 支払時期……………原則として、毎年2月、6月、10月に各前月分までが支給されます。

（令和6年10月分（12月支給分）以降の拡充分）

- 所得要件……………所得制限なし
- 支給月額…………… 3歳未満
第1・2子：15,000円、第3子以降：30,000円
3歳以上高校生年代
第1・2子：10,000円、第3子以降：30,000円
- 支払時期……………原則として、毎年6回（偶数月）に各前月分までの2か月分が支給されます。

- 児童手当の認定は、申請月の翌月からになります。
- 養育している方が公務員の場合は、勤務先での申請となります。
- 児童養護施設等入所または里親委託中の児童は、施設設置者または里親での申請になります。

◇申請手続き◇

申請場所	川俣町役場 子育て支援課子育て支援係
持参するもの	• 健康保険証（請求者のもの） • 請求者本人名義の預金通帳 • 個人番号カード （無い場合は、通知カードと本人確認の証明書）

マイナポータルのピットリサービスからのオンライン申請も受け付けています。

子ども医療費助成

問い合わせ 子育て支援課子育て支援係 ☎566-2111 内線2302

子どもが必要とする医療を容易に受けられるようにするため、医療費を助成しています。これは、18歳まで（出生から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者）のお子さんが病気やケガで医師の治療を受けたとき、保険診療による自己負担金並びに入院時食事療養費を助成する制度です。

ただし、健康保険から給付される高額療養費及び付加給付がある場合には、その分を差し引き助成となります。

- ・助成対象者……川俣町内に住所があり、健康保険に加入している0歳から18歳までの子ども。

ただし、生活保護法の適用を受けている方は除かれます。

◇申請手続き◇

申請場所	川俣町役場 子育て支援課子育て支援係
持参するもの	・健康保険証（助成を受けるお子さんの氏名が記載されたもの） ・受給者（保護者）名義の金融機関の預金通帳

●助成の受け方

- 1.社会保険、共済組合等に加入している場合

医療機関の窓口で「保険証」と「受給資格者証」を提示することで自己負担金の支払いの必要がありません。

- 2.川俣町国民健康保険に加入している方

医療機関の窓口で「保険証」を提示することで自己負担金の支払いの必要がありません。ただし、入院した時の食事療養費など窓口で負担があった場合は、手続きが必要になります。

●医療費償還払い

一部の医療機関では窓口無料にならない場合があります。その際は、領収書を持参のうえ、子育て支援係窓口にて備えてある「子ども医療費助成申請書」に署名し提出してください。指定された金融機関口座に振込いたします。

※「子ども医療費助成申請書」は、川俣町ホームページからもダウンロードできます。

養育医療

問い合わせ 保健福祉課健康増進係 ☎566-2111 内線2202

母子保健法の定めにより、出生時の体重が2,000g以下等で、医師が養育のために入院が必要と認めた未熟児（1歳未満）に対し、養育に必要な医療の給付を行うものです。

- ・対象……保護者が川俣町に住所を有し、医師が入院養育を必要と認めた1歳未満の未熟児

チャイルドシート

問い合わせ 総務課消防交通係 ☎566-2111 内線1106

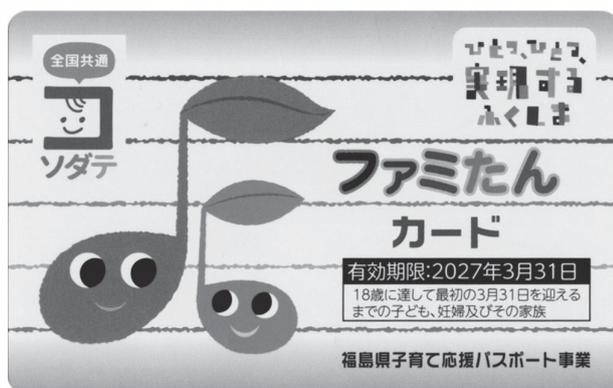
乳幼児を養育する保護者へチャイルドシートの貸し出しを無料で行っています。乳幼児を同乗させる保護者ドライバーの安全運転の確保と、乳幼児の身体・生命を交通事故から守るとともに、チャイルドシート着用の推進と交通安全思想の普及、啓蒙を図ることを目的としています。

- ・対象者……川俣町に住民登録している4歳未満の乳幼児を養育する保護者。
(借受申請時において、出産予定日が確定している者も含む)
- ・貸出数……1世帯当たり1台
- ・貸出期間……貸し出し決定の日から、お子さんが満4歳の誕生日を迎える月の末日まで
- ・料金……無料
- ・申込み……借受申請書を総務課消防交通係へ提出してください。
(出産予定日の2週間前から受け付けます)

子育て応援パスポート「ファミたんカード」

問い合わせ 子育て支援課子育て支援係 ☎566-2111 内線2302

お子さん（18歳に達した後の最初の3月31日を迎えるまでの方）がいる世帯の方が、川俣町からファミたんカードの交付を受け、あらかじめ承認を受けた協賛店舗等でこのカードを提示すると、様々な子育て応援サービスが受けられます。協賛店、サービス内容は福島県ホームページまたは携帯サイトから「ファミたんカード」で検索できます。



3. 子どもの健やかな成長のために

問い合わせ 保健福祉課健康増進係 ☎566-2111 内線2202

出生児・産婦訪問（こんにちは赤ちゃん事業）

赤ちゃんが生まれたら、母子健康手帳と一緒にお渡しした「新生児出生連絡票」を出生届時に保健福祉課健康増進係へ提出してください。その後、保健師がご家庭を訪問し、赤ちゃんの成長の確認や育児、お母さんの健康状態等の相談に応じます。

また、乳幼児健康診査や予防接種などについても説明いたします。

- ・対象者……生後2か月前までの赤ちゃんとお母さん

すくすく育児相談（乳幼児）

毎月1回、保健センターで身体測定や育児に関する相談を行っております。どの月齢のお子さんにかかる相談でも結構です。

母子健康手帳を忘れずにご持参ください。

開催日時については、子育て支援アプリ『母子モ』・町広報紙やホームページでお知らせしています。予約制のため、保健福祉課健康増進係へご相談ください。

すくすく発達相談（乳幼児）

乳幼児の発達などに関する相談を行っています。予約制のため、ご希望の方は、保健福祉課健康増進係へご相談ください。

母子健康手帳を忘れずにご持参ください。

乳幼児健康診査

乳幼児の健康管理、病気の早期発見、健やかな成長を支援するため、3～4か月児・9～10か月児・1歳6か月児・2歳6か月児歯科・3歳6か月児を対象に行っています。

1歳6か月児健診・2歳6か月児歯科健診時に、希望者には虫歯予防のために「フッ化物塗布」を行います。また、2歳6か月児歯科健診では保護者の方の歯科健診も行います。

3歳6か月児健診では、絵本に楽しむ機会を増やすために中央公民館図書室ボランティアが選んだ絵本3冊の中から1冊をプレゼントする「ブックフレンズ」を実施しています。

母子健康手帳を忘れずにご持参ください。

開催日時や対象児内容等については、子育て支援アプリ『母子モ』・町広報紙やホームページでお知らせしています。

離乳食教室（4・5・6・7か月児）

離乳食の進め方などについて、お話しをします。お子さんの身長・体重測定も行いますので、お子さんと一緒に参加してください。

開催日時や対象児については、子育て支援アプリ『母子モ』・町広報紙やホームページでお知らせしています。

予防接種

赤ちゃんや子どもは、病気にかかりやすく、重症化するリスクが高いことがあります。予防接種で予防できる病気もあります。お子さんの健やかな成長のために、予防接種の効果や副反応について正しく理解し接種しましょう。

●定期接種について

「予防接種のしおり (予診票)」とは	<ul style="list-style-type: none">・ 予防接種を公費負担（無料）で接種するために必要な予診票が綴られています。・ 生後 2 か月から小学校入学前まで使用します。
交付場所	<ul style="list-style-type: none">・ 出生児・産婦訪問時・ 転入された方は、保健福祉課健康増進係までお越しください。 持ち物：母子健康手帳、身分証明書

●任意接種について

法律で定められているものの他に保護者の方が希望で受けるものを「任意予防接種」といい、インフルエンザ・おたふくかぜなどがあります。すべて自己負担となりますので、かかりつけの医師と相談し、必要時に受けてください。

なお、インフルエンザ予防接種については、一部費用を助成していますので、保健福祉課健康増進係にお問い合わせください。

4. 急な子どもの病気やケガ

医療機関のかかり方

1. 「かかりつけ医」をもちましょう。
2. 休日や夜間に受診できる医療機関を確認しましょう。
⇒ 「ふくしま医療情報ネット」のホームページをご活用ください。
3. 重症の場合、命にかかわるような症状の場合は 119 番を！！
⇒ 落ち着いて次のことを伝えましょう。
 - ・ 自分の名前、住所、電話番号
 - ・ 子どもの氏名、年齢、性別
 - ・ いつから、どうなったのか病状の説明

福島市夜間救急診療所

※令和 6 年 7 月より「福島市夜間休日急病センター」に名称が変わります。

福島市上町テラス（福島市上町 5-6）2 階 ☎ 024-525-7672

受付時間 午後 6 時 30 分～翌朝 7 時（内科・外科・小児科）

診察時間 午後 7 時～翌朝 7 時 30 分（ただし、小児科は午後 7 時～10 時）

令和6年7月14日（日曜日）より、休日（毎月第2・第4日曜日）も実施します。

受付時間 午前8時30分～11時30分、午後1時～4時

診察時間 午前9時～12時、午後1時～5時

休日救急歯科診療所

福島市保健福祉センター（福島市森合町10-1）1階 ☎024-525-7673

受付時間 9:00～16:30（日曜日・祝日・12/30～1/3を除く）

福島県子ども救急電話相談

夜、突然子どもの具合が悪くなった時など、「こども救急電話相談」をご利用ください。
看護師や医師が家庭での対処法などについてアドバイスします。

電話番号 短縮ダイヤル：#8000（固定電話プッシュ回線・携帯電話）

または024-521-3790（固定電話アナログ回線など）

受付時間 19:00～翌朝8:00（年中無休） ※通話料は有料です。

第4章 幼稚園 認定こども園

1. 子ども・子育て支援新制度

問い合わせ 子育て支援課幼児教育係 ☎566-2111 内線2303

平成27年4月より「すべての子どもたちが、笑顔で成長していくために、すべての家庭が安心して子育てでき、育てる喜びを感じられるために」という考えに基づいて、子ども・子育て支援新制度が始まりました。

質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供、保育の量的な拡大・確保と教育・保育の質的改善、地域の実情に応じた子育て支援の充実を目指している制度です。

認定制度

子ども・子育て支援新制度では、幼稚園・認定こども園等を利用するに当たり、必ず利用のための認定を受ける必要があります。次の認定区分により認定証を発行します。

認定区分	対象者	町内施設
1号認定	満3歳以上で、幼稚園（預かり保育含む）の教育を希望	山木屋幼稚園 かわまた認定こども園
2号認定	満3歳未満で、「保育を必要とする事由」に該当し、認定こども園などで保育を希望	かわまた認定こども園
3号認定	満3歳未満で、「保育を必要とする事由」に該当し、認定こども園などで保育を希望する場合	かわまた認定こども園

「保育の必要性」の認定

- 就労等 ○妊娠・出産 ○保護者の疾病・障害 ○同居親族の介護等 ○災害復旧の間
○求職活動（3か月以内） ○保護者の就学 ○その他町長が認める場合 等

保育の必要量

保育の必要量	保 育 時 間
保育標準時間	認定こども園の最大利用可能時間は <u>1日11時間</u> 保護者がおおむね1か月120時間程度以上の就労をしている場合
保育短時間	認定こども園の最大利用可能時間は <u>1日8時間</u> 保護者がおおむね1か月64時間以上120時間未満程度就労している場合

2. 施設等利用給付認定

問い合わせ 子育て支援課幼児教育係 ☎566-2111 内線2303

幼児教育・保育の無償化に伴い、新たに対象となる施設・サービスの利用について、無償化となるために受ける必要がある認定です。

対象者

幼稚園（未移行園）、認可外保育施設、幼稚園等の預かり保育、一時預かり、病児保育、ファミリー・サポート・センター事業等を利用する方が対象となります。

認定区分

認定の種類	対 象 者
新1号認定	満3歳以上の小学校就学前子どもであって、幼稚園（未移行）を利用し、教育部分のみの無償化を申請するもの ※保育の必要性があり、預かり保育の無償化も申請する場合は下記の2号認定または3号認定となります。
新2号認定	4月1日時点で3歳以上の小学校就学前子どもであって、保育の必要性があり、預かり保育や認可外施設等（無償化の対象施設・サービスに限る）の無償化を申請するもの
新3号認定	4月1日時点で3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保育の必要性があり、かつ、住民税非課税世帯に属しているもので、預かり保育や認可外施設等（無償化の対象施設・サービスに限る）の無償化を申請するもの

「保育の必要性」の認定

認定こども園の入所基準と同等の基準になります。（P11参照）

3. 認定こども園について

問い合わせ 子育て支援課幼児教育係 ☎566-2111 内線2303

「認定こども園」は、幼稚園と保育園の機能や特徴をあわせ持つ施設です。幼稚園の「教育」機能、保育園の「保育」機能、両方の良さを得られるところに「認定こども園」の特徴があります。

川俣町では、令和5年度から公立幼稚園（山木屋幼稚園を除く）と公立保育園を廃止し、新たに公私連携幼保連携型認定こども園「かわまた認定こども園」を公私連携法人「社会福祉法人 川俣町社会福祉協議会」の運営により開園しています。

●実施場所

施設名	住 所	対象児童	電話番号
かわまた認定こども園	川俣町字川原田46	0歳～5歳	024-572-6188

入園手続き

入園の申し込みは、期間を定めて受付いたします。詳しくは子育て支援アプリ『母子モ』、町の広報紙またはホームページでお知らせいたします。

●必要書類

おおむね次のとおりですが、詳しくは担当までお問い合わせください。

- ・入園申込書（係の窓口で配布、または町のホームページからダウンロード）
- ・証明書（勤めている方＝就労証明書、内職の方＝内職証明書、就職が決まっている方＝採用証明書、自営業の方＝申立書など）

給食費助成

全園児に自園調理による給食が提供されます。それに係る給食費保護者負担金は、令和5年度から、子育て世帯への経済的負担の軽減及び幼児の健全な育成に寄与するため、町内在住の保護者に町が全額助成（無償化）いたします。

利用料（保育料）助成

かわまた認定こども園に通う子どもの利用料は、令和6年度から、子育て世帯への経済的負担の軽減のため、町内在住の保護者に町が全額助成（無償化）いたします。

4. 幼稚園に入りたいとき

問い合わせ 子育て支援課幼児教育係 ☎566-2111 内線2303

幼稚園は、満3歳から小学校就学前のお子さんに対し、学校教育法に基づく教育を行う施設です。

●実施場所

施設名	住 所	対象児童
山木屋幼稚園	川俣町山木屋字小塚山9-1	4歳、5歳

入園手続き

年度途中の入園申込みは、随時受け付けています。子育て支援課で入園願書を受け取り、必要事項を記入のうえ提出してください。

入園願書は、川俣町ホームページからもダウンロードできます。

●保育時間

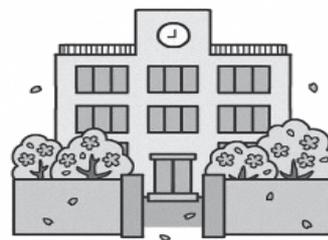
午前8時10分～午後1時

●利用料（保育料）

利用料は、幼児教育・保育の無償化に伴い、無償となります。

なお、PTA会費、教材費等がかかります。

第5章 小学校 中学校



1. 小学校

問い合わせ 学校教育課学校教育係 ☎566-2111 内線2002

川俣町の小学校

学校名	住所	電話番号
川俣小学校	川俣町字宮前 36	024-566-2022
山木屋小学校	川俣町山木屋字小塚山 9-1	024-563-2101

●入学の手続き

小学校に入学するお子さんの保護者に対し、1月末までに入学日を指定した「入学通知書」を通知します。転居、区域外就学等の予定のある方は、学校教育課までご連絡願います。

子ども見守りサービス「コマモル」

問い合わせ 子育て支援課幼児教育係 ☎566-2111 内線2303

子どもたちの安全の確保と子育て支援環境の充実を図るため、小学生を対象に子ども見守りサービス「コマモル」の提供を行うもので、「見守り端末」を持つ児童が、小学校や公共施設等に設置された「見守りスポット」に到着または通過した際に、専用アプリを通じて保護者のスマートフォン等に通知が届くサービスです。「見守り端末」は、小学校入学時に配付します。

2. 中学校

問い合わせ 学校教育課学校教育係 ☎566-2111 内線2002

川俣町の中学校

学校名	住所	電話番号
川俣中学校	川俣町字宮ノ脇 14	024-566-4111
山木屋中学校	川俣町山木屋字小塚山 9-1	024-563-2104

●入学の手続き

中学校に入学するお子さんの保護者に対し、1月末までに入学日を指定した「入学通知書」を通知します。転居、区域外就学等の予定のある方は、学校教育課までご連絡願います。

3. 山木屋小・中学校「通学区特認校制度」

問い合わせ 学校教育課学校教育係 ☎566-2111 内線2002

少人数のメリットを活かして、きめ細やかな暖かい学びができる山木屋小中学校で学んでみませんか。次の就学条件を満たせば通学が可能です。

●就学条件

- (1) 現在、町内小中学校に通学している児童・生徒（川俣町に住民登録があり町外の小学校、中学校に通学している児童・生徒も含む）
- (2) 通常の学級において、適応して学校生活が送れる児童・生徒であること。
- (3) 山木屋小・中学校の教育方針及び特色ある教育活動などについて賛同・協力できること。
- (4) スクールバスによる通学

例) 中央公民館から片道約 15 分程度です。

4. 経済的な支援について

小中学校給食費無償化

問い合わせ 学校教育課学校教育係 ☎566-2111 内線2002

川俣町の子育て支援事業の一環として、平成 28 年度より小学校、中学校の給食費について、2 分の 1 を補助していました。令和 4 年度からは更なる保護者の経済的負担を軽減することを目的として全額を補助しています。

要保護・準要保護児童生徒援助費

問い合わせ 学校教育課学校教育係 ☎566-2111 内線2002

お子さんを小中学校へ通学させるにあたり、経済的な理由等によって学用品費など学校での学習に必要な費用の支払いが困難な保護者に対し、その一部を援助します。

●対象者

川俣町に住所を有している児童生徒の保護者で、要件に該当する場合が対象になります。ただし世帯の総所得額等によって、必ずしも認定になるとは限りません。

●援助される費目

学用品費、校外活動費、新入学用品費、修学旅行費

●申請方法

学校を通してお知らせを配布いたしますので、期限までに「就学援助費交付申請書兼世帯票」を学校の担任へ提出してください。

●認定について

世帯の所得額や学校長の意見、地区民生委員の意見を参考にしながら認定いたします。認定結果は、教育委員会からお知らせいたします。

●支給方法について

支給は、年 3 回保護者に支給いたします。

小・中学校入学祝金

問い合わせ 子育て支援課子育て支援係 ☎566-2111 内線2302

川俣町に住所を有し、小・中学校に入学する児童生徒を養育している保護者に対し、児童生徒 1 人につき 5 万円を支給いたします。

ただし、申請日現在において町税等に滞納がある場合は支給されません。

●手続きについて

入学する年の1月に該当する方へ申請書を郵送いたしますので、子育て支援課まで提出してください。

●支給方法について

指定の口座（保護者名義）へお振込いたします。

5. 放課後の預かりについて

問い合わせ 子育て支援課幼児教育係 ☎566-2111 内線2303

わいわいクラブ（放課後児童クラブ）

下校後、就労等により保護者が家庭にいない小学1年生から6年生までの児童を対象に、放課後における安全な遊びの場の提供や生活指導などを行います。

●開設場所（令和6年度から旧すみよし保育園で実施）

クラブ名	住 所	定 員	電話番号
わいわいクラブ	川俣町字五百田21	70名	024-565-5027

●開設時間

月～日曜日（お盆及び年末年始は休み）

平日（就学日）：放課後～午後7時20分

土・日曜日、長期休業日等（非就学日）：午前7時～午後7時

●保育料

<通常保育>

各月初日の児童の属する世帯		月額保育料	月額保育料	月額保育料
区分	定 義	(1人目)	(2人目)	(3人目以降)
1	生活保護法による被保護世帯	0円	0円	0円
2	市町村民税非課税世帯	3,000円	1,500円	300円
3	市町村民税所得割非課税世帯	4,500円	2,250円	450円
4	市町村民税所得割課税世帯	6,000円	3,000円	600円

<短期保育> 1か月の利用日数が12日未満の場合

各月初日の児童の属する世帯		日額保育料	日額保育料	日額保育料
区分	定 義	(1人目)	(2人目)	(3人目以降)
1	生活保護法による被保護世帯	0円	0円	0円
2	上記以外の世帯	500円	250円	250円

●利用の手続き

放課後児童保育を希望される方は、必要書類等を準備し、子育て支援課幼児教育係にお申し込みください。詳しくは町の「広報紙」または「ホームページ」でお知らせいたします。

●必要書類

おおむね次のとおりですが、詳しくは係にお問い合わせください。

- ・放課後児童保育申込書（係の窓口で配布、または町のホームページからダウンロード）
- ・証明書（勤めている方＝就労証明書、内職の方＝内職証明書、就職が決まっている方＝採用証明書、自営業の方＝申立書など）
- ・本年1月1日以降に転入された方は、前住所市町村が発行する「所得課税証明書」

たのしい教室（放課後子ども教室）

「たのしい教室」は、放課後に学校や地区公民館等を活用して、子ども達の安全な居場所を設けるとともに、地域の方々の協力を得て、学習やスポーツ、交流活動等を体験・学習できる学びの場です。

●開設場所

教室名	実施場所	活動中連絡先
川俣たのしい教室	川俣小学校	080-8226-6096
福田たのしい教室	福田公民館	080-1650-3894
飯坂たのしい教室	飯坂公民館	080-1650-5268
小島たのしい教室	小島公民館	024-566-3297
富田たのしい教室	小神公民館	080-1650-3895
福沢たのしい教室	羽山の森美術館	080-1650-3896

●開設時間

各教室により異なりますので、子育て支援課へお問合せください。

●料金

原則無料（ただし、活動内容によっては材料代等を負担していただく場合があります）

●利用の申込

「たのしい教室参加申込書」に必要事項を記入し子育て支援課へ提出してください。

第6章 ひとり親家庭になったとき

1. 経済的な支援について

児童扶養手当

問い合わせ 子育て支援課子育て支援係 ☎566-2111 内線2302

父又は母と生計を同じくしていない児童を育てているひとり親家庭等の生活の安定と自立を助けるために支給されます。

ただし、公的年金や遺族補償等を受けている方や所得制限に該当する方は、手当の全部または一部が支給されない場合があります。

●受給対象者

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（心身に一定の障がいがあるときは20歳未満）を監護している母、監護しかつ生計を同じくする父、または父母に代わってその児童を養護している方

●手当額（令和6年4月現在）

区 分	全部支給の場合	一部支給の場合
児童1人のとき	月額45,500円	所得に応じて月額10,740円から45,490円まで
児童2人目	月額10,750円	所得に応じて月額5,380円から10,740円まで
児童3人目以降	月額 6,450円	所得に応じて月額3,230円から6,440円まで

◇申請手続き◇

申 請 場 所	川俣町役場 子育て支援課子育て支援係
持参するもの	<ul style="list-style-type: none">・請求者と対象児童の戸籍謄本または抄本・請求者と対象児童が同居する世帯全員の住民票写し・請求者名義の預金通帳の写し・個人番号カード (無い場合は、通知カードと本人確認の証明書)・その他必要書類 ※要件によって違いますので詳しくは窓口でお尋ねください。

ひとり親家庭医療費助成事業

問い合わせ 子育て支援課子育て支援係 ☎566-2111 内線2302

ひとり親家庭の経済的負担軽減のため、医療費の一部を助成しています。ただし所得制限等に該当する方は助成を受けられない場合があります。

●対象者

ひとり親家庭等の18歳未満の児童とその児童を養育している方。

●助成内容

対象者が医療機関の窓口で支払った医療費（各種医療保険適用による自己負担分）について、同一受診月ごとに1つの世帯の自己負担額を合算して1,000円を超えた場合に、その1,000円を超えた金額が給付されます。

資格登録後、受給者証が交付されますので、医療費助成申請書に医療機関に支払った領収書を添付し、子育て支援課へ提出してください。

◇申請手続き◇

申請場所	川俣町役場 子育て支援課子育て支援係
持参するもの	<ul style="list-style-type: none">健康保険証（親と児童）戸籍謄本請求者名義の預金通帳の写しその他必要書類 ※要件によって違いますので詳しくは窓口でお尋ねください。

ひとり親家庭小学校入学祝金

問い合わせ 川俣町社会福祉協議会 ☎565-3761

ひとり親家庭の児童が、川俣町立小学校に入学するにあたり、1人5,000円分の川俣町商品券と1世帯2,000円分の町内で利用できる食事券を贈呈します。4月中に地区民生委員を通じて贈呈します。

ひとり親家庭食事券給付

問い合わせ 川俣町社会福祉協議会 ☎565-3761

18歳未満の子どもがいるひとり親家庭及び父母のいない児童家庭で、「川俣町ひとり親家庭医療費助成事業」に該当する方及び生活保護世帯の方に、親子でふれあいの会食に役立てていただくよう、1人1,000円分の食事券を給付いたします。該当者には、5月中に地区民生委員を通じて贈呈します。

ひとり親家庭中学校卒業図書カード贈呈

問い合わせ 子育て支援課子育て支援係 ☎566-2111 内線2302

ひとり親家庭のお子さんが、川俣町立中学校卒業にあたり、1人2,000円分の図書カードを贈呈します。お子さんあてに郵送いたします。

母子父子・寡婦福祉資金貸付

問い合わせ 子育て支援課子育て支援係 ☎566-2111 内線2302

母子父子家庭等の経済的自立や児童の福祉向上を図るため、各種資金を無利子または低金利で貸し付ける制度です。

●対象者

・母子・父子福祉資金

- (1) 20歳未満の児童を扶養している配偶者のいない女子または男子
- (2) 20歳未満の父母のいない児童
- (3) 配偶者のいない女子または男子が扶養している児童

・寡婦福祉資金

- (1) 母子家庭で子どもが成人した母親など

●申込み方法

子育て支援係で受付を行い、福島県が審査をして貸付を決定します。申込みに必要な貸付申請書等の用紙は、子育て支援係にあります。貸付金の種類は就学資金や結婚資金などがあります。

詳しいことは、子育て支援係にお尋ねください。

2. 生活上の支援について

福島県母子家庭等就業・自立支援センター

問い合わせ 福島県母子家庭等就業・自立支援センター ☎0120-650-110

母子家庭のお母さんや寡婦の方、父子家庭のお父さんを対象に就業に関する相談から情報の提供、職業紹介にいたる一貫した就業支援を行っています。

- 利用時間 月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）
午前9時～午後5時
※事前予約にて、土日や夜間等も対応します。

- 場 所 株式会社トーネット本社 福島市八木田字中島36-1

女性のための相談支援センター

問い合わせ 女性のための相談支援センター ☎024-522-1010

女性が抱える様々な問題や悩みの相談に対して、総合的な支援を行っています。

結婚、離婚、男女間のトラブル、家庭不和、DV（配偶者からの暴力）などの理由により、危険性、緊急性が高いと判断される場合は、安全確保のため一時保護等も行います。

- 相談時間 午前9時～午後9時（祝日、年末年始を除く毎日）
- 相談方法 電話、来所
- 所在地 福島市上浜町6-3
- 専用電話 024-522-1010

第7章 障がいのある子どものために

1. 経済的な支援について

特別児童扶養手当

問い合わせ 子育て支援課子育て支援係 ☎566-2111 内線2320

身体または精神に中度または重度の障がいを有する20歳未満の児童を監護している父もしくは母、または父母に代わって児童を養育している方に支給されます。ただし、児童が障がいを事由とする年金を受け取ることができる場合や、施設などに入所している場合は、支給されません。

障がい程度が該当しても、本人や配偶者及び扶養義務者の所得によって、支給が停止されることがあります。

- 手当額（令和6年4月）

1級（重度障がい）児童1人につき	月額55,350円
2級（中度障がい）児童1人につき	月額36,860円

障害児福祉手当

問い合わせ 保健福祉課地域福祉係 ☎566-2111 内線1403

20歳未満であって、精神又は身体に重度の障がいがあり、日常生活において常時の介護を要する方に支給されます。ただし、児童が障がいを事由とする年金を受け取ることができる場合や、施設などに入所している場合は、支給されません。

障がい程度が該当しても、本人や配偶者及び扶養義務者の所得によって、支給が停止されることがあります。

●支給月額 15,690円（令和6年4月現在）

心身障害者扶養共済制度について

問い合わせ 福島県 保健福祉部 障がい福祉課 ☎024-521-7170

「心身障害者扶養共済制度」は、障がいのある方を育てている保護者（父母、配偶者、兄弟姉妹、祖父母、その他の親族など）が毎月掛金を納めることで、保護者が亡くなったときなどに、障がいのある方に対し、一定の年金を一生涯支給するというものです。

次の二つの条件のいずれかがあてはまる場合、掛金が免除となります。

○保護者の年度初日（4月1日）の年齢が65歳以上となったとき

○加入して20年が経過したとき

掛金は加入時の年度の4月1日時点の保護者の年齢により変わります。

年齢	掛金月額（1口あたり）
35歳未満	9,300円
35歳以上40歳未満	11,400円
40歳以上45歳未満	14,300円
45歳以上50歳未満	17,300円
50歳以上55歳未満	18,800円
55歳以上60歳未満	20,700円
60歳以上65歳未満	23,300円

※制度から脱退された場合は、すでに払い込んだ掛金は返還されません。

※制度の見直しにより、掛金が改定される場合がありますのでお申込み前に上記問い合わせ先へご確認ください。

※掛金は2口まで加入可能です。

2. 生活上の支援について

問い合わせ 保健福祉課地域福祉係 ☎566-2111 内線1404

障害者手帳

●身体障害者手帳

身体に障がいのある方が福祉サービスを受けるために必要な手帳です。障がいの程度に応じて、1級から6級までの手帳が交付されます。

●療育手帳

知的に障がいのある方が福祉サービスを受けるために必要な手帳です。障がいの程度に応じて、「A（最重度、重度）」「B（中度、軽度）」の手帳が交付されます。

●精神障害者保健福祉手帳

精神に障がいのある方が福祉サービスを受けるために必要な手帳です。障がいの程度に応じて、1級から3級までの手帳が交付されます。

障がい福祉サービス

障がいのある方が、日常生活を営むために必要な各種サービスを利用できます。利用には、原則1割（所得に応じ上限月額あり）の自己負担があります。

サービスには、居宅介護、児童発達支援、短期入所、日中一時支援等のサービスがあります。

原則、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方と難病の方が対象となります。利用したい場合は、ご相談ください。

●放課後等児童デイサービス

発達障害のあるお子さんや発達に特性のあるお子さんが、授業終了後や夏休みなどの長期休業中に利用できる福祉サービスです。

その他のサービス

※ 身体障害者手帳を所持している方が、以下のサービスを利用できます。

●補装具交付：障がいに応じて義肢、装具、歩行器、杖、車いす、眼鏡、補聴器などの交付・修理を受けられます。（原則 1割自己負担）

●日常生活用具給付：在宅の重度障がい児・者等に日常生活に必要な用具（電気式吸入吸引器、特殊寝台、特殊便器など）の給付、貸与を行います。（原則 1割自己負担）

第8章 その他の支援

川俣町奨学資金貸与

問い合わせ 学校教育課学校教育係 ☎566-2111 内線2002

川俣町では、経済的な理由で修学することが困難な方のために、奨学資金を貸与します。

●対象者 次の要件をすべて満たす方

- (1) 川俣町に保護者とともに引き続き1年以上住居を有すること。
- (2) 高等学校以上の教育を受ける者で品行が正しく学術に優れ身体強健であること。
- (3) 経済的理由により修学困難と認められること。

●奨学資金の金額

区 分	高等学校及び高等専門学校 (1～3年)の在学者	短期大学校(福島県立農業短期 大学校を含む)在学者、高等専門 学校4年生以上在学者及び専 修学校(専門課程)の在学者	大学在学者
月 額	35,000円以内	60,000円以内	64,000円以内

川俣町奨学資金返還免除制度

問い合わせ 学校教育課学校教育係 ☎566-2111 内線2002

本町への優秀な人材の定住や、町内企業等に就業することによる地域活性化を目的とし、奨学資金の返還を免除します。

●対象者 次の要件をすべて満たす方

- (1) 3年以上継続して町内に住所を有し、川俣町内で就業していること。
- (2) 川俣町奨学資金の返還及び町税等の滞納がないこと。
- (3) 川俣町奨学資金の貸与を受け、返還中であること。

●免除額 貸与額の2分の1まで

区 分	貸与額	免除額(上限)
大学	3,072,000円	1,536,000円
短期大学等	1,440,000円	720,000円
高等学校	1,260,000円	630,000円

※区分ごとに最高額を貸与した場合の上限となっています。

ブックスタート

問い合わせ 子育て支援課子育て支援係 ☎566-2111 内線2302

子育ての中に絵本を使って、子どもが成長に応じて多くの本と出会えるよう応援し、保護者が地域の中でたのしく子育てができるように支援するものです。お子さんの3～4か月児健康診査時に、中央公民館図書室ボランティアと子育て支援係員が選んだ絵本の中から、保護者が気に入った1冊をプレゼントします。

パーソナル知育絵本事業

問い合わせ 子育て支援課子育て支援係 ☎566-2111 内線2302

子どもが絵本と触れ合う機会を増やし、絵本が子どもの言葉の理解や発達を促せるよう、一人ひとりの年齢や言葉の成長状態に合わせたパーソナル知育絵本を配付します。お子さんの9～10か月児・1歳6か月児・2歳6か月児健康診査時に、それぞれの月齢にあった絵本のチケットをお渡しします。チケットを使用し、お子さんの名前や必要情報を入力すれば、お子さんだけの特別な絵本が作れます。

ブックフレンズ

問い合わせ 保健福祉課健康増進係 ☎566-2111 内線2202

子どもが絵本に親しみ、絵本を楽しむ機会を増やすために3歳6か月児健診時に、中央公民館図書室ボランティアが選んだ絵本の中から1冊をプレゼントします。

子育てお話し会

問い合わせ 子育て支援課子育て支援係 ☎566-2111 内線2302

日頃の子育てなどで困っていること悩んでいることなどを、助産師や公認心理師、保健師を交えて相談し、その中から子育てのヒントを得たり、アドバイスが得られる機会を設けています。

お母さんが「お話し会」に参加している間、お子さんをお預かりいたしますので、安心して参加できます。

開催日時などについては、広報紙等でお知らせいたします。

子育てほっとステーション

問い合わせ 子育て支援課子育て支援係 ☎566-2111 内線2302

子育て親子の交流の場の提供と交流の促進、子育て等に関する相談・情報の提供を行います。

さまざまな催しを企画し、毎月、広報誌等へ掲載いたしております。

参加するには、事前の予約はいりません。ご自由にご参加ください。

発達に心配のあるお子さんに対しては、療育支援に精通する保育士や町保健師が相談に応じます。

●開催場所 川俣町保健センター 多目的ホール

●開催時間 毎週 月・水・金 午前9時～午後2時

ファミリーサポート事業

問い合わせ 子育て支援課子育て支援係 ☎566-2111 内線2302

育児の援助を受けたい方（利用会員）と援助を行いたい方（提供会員）が会員となり、お互いに信頼関係を築きながら子どもを預け・預かる、地域が主体となっていく子育て支援の有償ボランティア活動です。実施団体が事務局となり、責任をもって仲介・斡旋を行いますので、安心してご利用いただけます。

川俣町では、「ファミリーサポートセンター」事業を実施している団体に補助金を支出して支援をしています。

●実施団体 特定非営利活動法人 コミュニティちやばたけ

☎ 090-7073-4348

- 入会申込 入会するには事前登録が必要です。実施団体にお問い合わせください。
- 援助活動の例
 - ・保育施設（わいわいクラブ、こども園）までの送迎を行う
 - ・保育施設の開始前や終了後または学校の放課後に子どもを預かる
 - ・保護者の病気や急用等の場合に、子どもを預かる
 - ・冠婚葬祭や兄弟の学校行事の際、子どもを預かる など
- 利用料金 実施団体が定めている料金を提供会員にお支払いください。

ファミサポ利用助成券配付事業

問い合わせ 子育て支援課子育て支援係 ☎566-2111 内線2302

0歳児がいる家庭に対して、申請によりファミサポ利用助成券を配付します。上記ファミリーサポート事業で援助活動を受ける際、1時間600円の利用料について、上限24,000円までの助成を実施します。（交通費やキャンセル料には使えません。また、釣銭はできません。）

助成券が必要な方は、お子さんが1歳になる前までに、役場に申請書の提出が必要です。町税等の滞納の有無を確認させていただいた後に、申請した月から1年間有効な「ファミサポ利用助成券」を送付します。

なお、助成券の利用には、コミュニティちゃばたけへの会員登録が必要です。

ファミサポ利用助成事業

問い合わせ 子育て支援課子育て支援係 ☎566-2111 内線2302

未就学児のお子さんがある家庭に、ファミサポ事業を利用する際の利用者負担となる利用料の半額を助成します。助成を受けるためには、役場に申請書の提出が必要です。町税等の滞納の有無を確認させていただいた後に、申請した月からお子さんが6歳になる最初の3月31日まで有効な「ファミサポカード」を送付します。

なお、ファミサポカードの利用には、コミュニティちゃばたけへの会員登録が必要です。

子育て支援サポーター派遣事業

問い合わせ 子育て支援課子育て支援係 ☎566-2111 内線2302

妊婦または乳幼児がいる保護者が体調不良などにより、家事をする人がいない家庭に、必要な研修を修了したサポーターを派遣し、家事に関する支援や育児に関する支援を行います。

派遣を受けるためには、役場に申請書の提出が必要です。審査後に決定通知書を送付します。決定されたら特定非営利活動法人コミュニティちゃばたけに利用の申し込みを行い、事前打ち合わせを経て、派遣を受けることができます。

- 利用対象者 川俣町内に住所を有し、次のいずれにも該当する人
 - ①妊婦または3歳未満の子どもを養育している人
 - ②家事、育児等について他の援助を受けることができず、日常生活に支障が生じている人
- 利用時間 午前9時から午後7時までの時間帯で、1時間単位のご利用で1日当たり最長4時間まで
- 利用限度時間
 - ①産前 延べ30時間
 - ②出産後、子どもが1歳まで 延べ60時間
 - ③子どもが1歳以上3歳未満 延べ60時間

- 利用者負担金 1時間当たり 100円
- サービス内容 利用者は、サービスをサポーターと一緒にすることが前提です。

【家事支援】

食事の準備及び後片付け、洗濯、掃除・整理整頓、生活必需品の買い物など

【育児支援】

授乳の準備、おもつ交換、沐浴介助、きょうだい児（就学前）の世話など

◇申請手続き◇

届出場所	川俣町役場 子育て支援課子育て支援係
持参するもの	・母子健康手帳

育児サークル（はらぺこくらぶ）

問い合わせ 子育て支援課子育て支援係 ☎566-2111 内線2302

幼稚園入園前の乳幼児を育てる保護者と子ども同士が集まり、育児に関する様々な行事や遊び等を通じて交流します。

入会申し込み、活動内容等くわしくは子育て支援課へお問い合わせください。

- 対象者 未就園児とその家族
- 活動日時 月2回程度 午前10時～11時30分
- 活動場所 川俣町保健センター、各公民館など
- 年会費 大人500円、子ども（1人につき）100円
- その他 スポーツ安全保険掛金 800円/年

子どもの屋内運動場（おてひめわくわくランド）

震災による子どものストレス解消と体力向上を図るため、整備された施設です。

●開設場所

名称：おてひめわくわくランド

電話572-3502

場所：川俣町字新中町84-3

●利用時間

午前の部：午前10時から正午まで

午後の部：午後1時から午後4時まで

●利用対象者：小学生以下の子ども

●定休日

木曜日（祝日にあたる時は翌日等の平日）

12月29日～1月3日

●利用条件

- ・保護者同伴（保護者1名につき、子ども3名まで利用可）
- ・安全確保のため、混雑時は入場を制限する場合があります。



問い合わせ 子育て支援課子育て支援係 ☎566-2111 内線2302

子ども家庭支援ネットワーク

問い合わせ 子育て支援課子育て支援係 ☎566-2111 内線2302

子育てで困った時に、関係機関が一体となってご相談に応じ支援・援助いたします。子育て支援課が中心となって、学校や児童相談所、また警察署や病院などの関係機関、さらに主任児童委員や地域の民生委員・児童委員の方などの関係者と連携協力し合い、子どもの権利を守り幸せに暮らせるように支援を行うものです。

このネットワークは、法律で定められた協議会です。秘密は守られます。

●利用方法

子育てで困った時などに、ネットワークの事務局（子育て支援係）へご相談ください。

川俣町特定不妊治療費助成事業

問い合わせ 保健福祉課健康増進係 ☎566-2111 内線2202

1回の特定不妊治療につき、当該特定不妊治療に要した費用の額から、福島県特定不妊治療費助成事業により助成を受けた額を差し引いた金額を、1回につき20万円を上限として助成いたします。

●対象者 次の要件を全て満たす方

- ① 福島県特定不妊治療費助成事業実施要綱に基づき助成の決定を受けていること。
- ② 夫婦又は夫婦のいずれか一方が町内に住所を有していること。
- ③ 現在、夫婦又は夫婦いずれか一方が他の市町村において特定不妊治療費の助成を受けていないこと。
- ④ 夫婦いずれも町税の滞納がないこと。

●内容

- ① 回数：初回申請時の治療開始日における妻の年齢により、助成回数が異なります。
- ② 助成額
1回の特定不妊治療につき、当該特定不妊治療に要した費用の額から、福島県特定不妊治療費助成事業により受けた額を差し引いた金額を、1回につき20万円を限度として助成いたします。

●手続き

- ① 申請締切 福島県特定不妊治療費助成の決定があった日の属する年度の3月31日まで
- ② 申請先 保健福祉課健康増進係 ☎566-2111 内線2202

女性のミカタ健康サポートコール

問い合わせ 県北保健福祉事務所 ☎024-535-5615

福島県内の保健福祉事務所では、面談（要予約）による不妊相談や、専用電話「女性のミカタ健康サポートコール」により、女性が抱えるからだや心の相談を行っております。

平日9：00～17：00に保健師等が対応いたしますので、お気軽にご相談ください。

性差医療センター（福島県立医大付属病院）

問い合わせ 福島県立医大付属病院性差医療センター ☎024-547-1407

福島県立医大付属病院では、女性専門外来の機能を充実・強化させるため「性差医療センター」を設置し、きめ細やかな診療を提供しております。

月曜日から金曜日まで、完全予約制で診療いたしております。詳しくは県立医大付属病院までお問い合わせください。

子ども・育児にかかわる相談窓口

～ひとりで悩まず相談しましょう～

内 容	問い合わせ先	相談時間	電話番号
子どもの発育・発達や健康、 ひとり親の福祉に関する事	県北保健福祉事務所	月～金 8：30～17：15	024-534-4155
子どもの非行、しつけなど、 児童福祉に関する事	福島県中央児童相談所	月～金 8：30～17：15	024-534-5101
虐待を受けていると思われる 子どもを見つけた時	児童相談所共通ダイヤル	いち はや く 1 8 9	
いじめの問題、体罰など	ふくしま24時間子どもSOS (県教育委員会)	毎日24時間	0120-916-024
	いじめ110番 (県警察本部)	月～金 9：00～17：00 (祝日、年末年始を除く)	0120-795-110
青少年及び保護者の悩みなど に関する事	ヤングテレホン (県警察本部)	月～金 9：00～17：00 (祝日、年末年始を除く)	024-525-8060
子どもの人権にかかわること	子どもの人権110番 (福島地方法務局)	月～金 8：30～17：15	0120-007-110
心の健康相談や精神医療に かかわること、思春期など の相談について	福島いのちの電話	毎日 10：00～22：00	024-536-4343
	自殺予防いのちの電話	毎月10日 8：00～翌朝8：00	(フリーダイヤル) 0120-783-556
子どもの急な病気	福島県子ども救急電話相談	年中無休 19：00～翌朝8：00	#8000 または 024-521-3790
学校に関わる事	川俣町教育委員会 学校教育課	月～金 8：30～17：15	024-566-2111 内) 2002
認定こども園、幼稚園に関わ ること	川俣町教育委員会 子育て支援課幼児教育係		024-566-2111 内) 2303
子どもの養育や子育て環境、 虐待に関する事	川俣町教育委員会 子育て支援課子育て支援係		024-566-2111 内) 2302
育児不安や子育ての悩みに関 すること	川俣町保健福祉課 健康増進係		024-566-2111 内) 2202

❀ 年 齢 別 子 育 て 支 援 一 覧 ❀

項目	年齢	妊娠中	新生児～ 6か月	7か月～ 12か月	1歳	2歳	3歳	4歳～6歳	小学生	中学生～
各種届出		妊娠届 (P3) ↑	出生届 (P4) ↑							
健康診査		妊婦健診 (P3) ↑	3～4か月児健診 ↑ ブックスタート (P25) 予防接種 (P10)	9～10か月児健診 ↑ パーソナル知育絵本 (P26)	1歳6か月児健診 ↑	2歳6か月児歯科健診 ↑ ブックフレレンズ (P26)	3歳6か月児健診 ↑			
幼稚園・かわまた 認定こども園 小学校・中学校			認定こども園 (P13)				幼稚園 (P13)		小学校 (P15) わいわいクラブ (P17) たのしい教室 (P18)	中学校 (P15)
子育て世帯への 支援・助成			出産祝い金 (P5) ↑ 児童手当 (P6)						小・中学校入学祝い金 (P16) 小・中学校給食費無償化 (P16)	
ひとり親家庭等に 対する支援・助成			子ども医療費助成 (P7)	チャイルドシート (P8)	ファミたんカード (P8)					
障がいのある子ども に対する支援・ 助成			児童扶養手当 (P19) ひとり親家庭食事券給付 (P20)	ひとり親家庭医療費助成 (P20) 母子父子・寡婦福祉資金貸付 (P21)	ひとり親家庭小学校入学祝い金 (P20)					
子育てに関する 相談・手助け		妊婦訪問 (P3) ↑								
子育て支援 情報提供		かわまた元気っ子アプリ 母子モ (P2)								

保健福祉課

(土・日・祝日・年末年始は休み)

・特定不妊治療を受けた方へ費用の一部助成をします。

特定不妊治療費用助成



・妊娠後期に保健師が訪問し、妊娠・出産の不安に寄り添います。

妊婦訪問



・妊娠届出時と出生後にそれぞれ5万円の応援交付金の支給をします。

出産・子育て応援交付金



・妊娠中の経過から、お子さんの健康・発育の記録となります。

母子健康手帳の交付



・妊婦健診、出産時、産後健診などで医療機関に通院する時にタクシーを利用した場合、乗車料金を助成します。

妊産婦タクシー利用助成事業



・妊娠期を安心して過ごせるように、妊婦健康診査費用を15回分助成します。

妊婦健康診査費用助成



・新生児の聴覚検査の費用を助成します。再検査を含めて3回まで受けられます。

新生児聴覚検査費用助成



・産後の健康保持のため、産後1か月健康診査費用を助成します。

産後健診費用助成



・妊娠中の感染による「先天性風しん症候群」を予防します。

成人風しん予防接種費用助成



・産後1年未満のお母さんの育児不安に助産師が寄り添い支援します。

産後ケア



・保健師が訪問し、これからの健診や予防接種、育児の不安にお答えします。

赤ちゃん訪問



・定期の予防接種の費用を助成します。任意の予防接種も一部費用を助成します。

予防接種費用助成



・3~4か月児健診~3歳6か月児健診まで、継続してお子さんの成長を見守ります。

乳幼児健診



・絵本を楽しむ機会を増やすため、3歳6か月児健診で絵本を1冊プレゼントします。

ブックフレンズ



・離乳食初期から後期まで、試食も行いながら分かりやすく支援します。

離乳食教室



・毎月1回、お子さんの身体計測や育児に関する相談を行います。

すくすく育児相談



・妊娠32週以降の全妊婦さんの家庭訪問する際、出産や育児を応援する気持ちを込めて、記念品をお渡しします。

妊娠記念品



・お子さんの発達が心配、関わり方が難しい等について専門員が個別に相談に応じます。

子育て悩み相談



・出生体重が2,000g以下で入院が必要なお子さんに医療費を給付します。

養育医療



・発達に心配のあるお子さんに小児科医等が相談に応じます。

発達相談



・身体・知的・精神に障がいのある方へ手帳を交付します。

障害者手帳の交付



・児童発達支援、日中一時支援、居宅介護等、各種サービスがあります。

福祉サービス



・お子さんのむし歯予防のために、フッ化物洗口液でのブッククわがいを4歳児から行っています。

フッ化物洗口事業



・お持ちのスマホで、予防接種の管理や子育て情報の確認ができます。

かわまた元気っ子アプリ



・子育てをしている保護者と妊婦さんを対象に開催しています。

子育て親子教室



子育て支援課

・お子さんの生活を安定させ、生活の質が高まるように、中学3年生まで支給します。

児童手当



・お子さんが必要な医療を受けられるように、18歳まで医療費を助成します。

子ども医療費助成



・就学前のお子さんに教育・保育を行います。

認定こども園・幼稚園



・かわまた認定こども園に通う、0~2歳児の保育料を助成します。(3歳以上児も無償)

保育料の助成



・かわまた認定こども園、川俣町内の小中学校に通うお子さんの給食費を助成します。

給食費の助成



・小中学校に入学するお子さんを養育している保護者に、お子さん1人につき5万円を支給します。

小・中学校入学祝い



・ひとり親家庭の生活の安定と自立を助けるために支給します。

児童扶養手当



・ひとり親家庭の経済的負担軽減のため、医療費の一部を助成します。

ひとり親家庭医療費助成



・ひとり親家庭の経済的自立や福祉の向上のために、就学資金等を低金利でお貸しします。

母子父子寡婦福祉資金貸付



・お子さんが成長に応じて多くの本と出会うように、3~4か月児健診で絵本を1冊プレゼントします。

ブックスタート



・お子さん一人ひとりに合わせた絵本作成チケットを、9~10か月児、1歳6か月児、2歳6か月児健診で配付します。

パーソナル知育絵本



・身体または精神に重度の障がいがあり、日常的に介護が必要な児童を養育する方に支給します。

特別児童扶養手当



・日ごろの困っていることや悩みなど、心理士や助産師と一緒に考えます。

子育てお話し会



・子育て親子の交流の場として週3回実施しています。

子育てほっとステーション



・お子さんの送迎や預かり等で育児を支援します。

ファミリーサポート



・未就学児がファミサポを利用する際の利用料について、半額助成します。0歳児のいる家庭については、40時間分まで助成します。

ファミサポの助成



・お子さんの出生を祝い、健やかな成長を願って支給します。

出産祝い



子育て支援ガイドブック

<発行・企画・編集>

川俣町教育委員会 子育て支援課 子育て支援係

福島県伊達郡川俣町字五百田30番地

電 話 024-566-2111

FAX 024-566-2438

mail:kosodate@town.kawamata.lg.jp